

厚生労働副大臣 小宮山洋子 様

労働安全衛生法 改正案の請願

2010年9月30日

NPO 法人日本禁煙学会 法案作成プロジェクトチーム
嫌煙権確立をめざす法律家の会 会員弁護士
第二東京弁護士会 人権擁護委員会 受動喫煙防止部会

弁護士 岡本光樹

全労働者を受動喫煙から保護するため、職場の全面禁煙に向けて、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）の改正について、以下の内容を提言・請願致します。

「第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

（事業者の講ずべき措置等）」中¹に、次の条文を加える。

第22条の2 事業者は、労働者の受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）による健康障害を防止するため、その管理する屋内の作業場（業種及び業態をとわず、労働者が就業する場所及び労働者が業務に関連して立ち入る又は通過することがあるすべての場所をいう。出入口、ロビー、事務室、工場、会議室、応接室、講堂、倉庫、教室、休憩室、ラウンジ、食堂、療養施設、トイレ、廊下、エレベーター、階段、玄関、車両、乗り物を含み、これらに限られない。以下本条において同じ。）についてその全部を、喫煙することができない区域とする措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その管理する屋内の作業場に吸い殻入れ、灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置してはならない。
- 3 何人も、喫煙禁止場所（第1項の措置により喫煙することができないとされた場所をいう。）において、喫煙をしてはならない。
- 4 事業者は、その管理する屋内の作業場において現に喫煙を行っている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該喫煙禁止場所から退出するよう求めなければならない。

以上

¹ 「第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第二節 危険物及び有害物に関する規制」に位置づけることも考えられる。ここに位置づけられている条文は、危険物及び有害物の製造等を禁止する条文である。たとえば、石綿などは、法55条及び施行令16条1項4号により、製造が禁止されている。

石綿と受動喫煙とでは、後者の方が発がん性が高いとの研究報告もあることからすれば、受動喫煙防止に関して、当該条文と同様の位置付けをすることも考えられる。

【参考条文】 関連する既存の条文を挙げる。

労働契約法

(労働者の安全への配慮)

第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

労働安全衛生法

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1. 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
2. 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
3. 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1. 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
2. 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
3. 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
4. 排気、排液又は残さい物による健康障害

第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第24条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第10章 監督等

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第90条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第91条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業

環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

第 92 条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

（労働者の申告）

第 97 条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（使用停止命令等）

第 98 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第 20 条から第 25 条まで、の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

（報告等）

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第 11 章 雑 則

（法令等の周知）

第 101 条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

第 12 章 罰 則

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

1. . . 第 20 条から第 25 条まで . . . の規定に違反した者

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1. . . 第 26 条 . . . の規定に違反した者

以上